第5回とよた演劇祭 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年8月22日

令和2年11月1日【赤字部分改訂】

(公財)豊田市文化振興財団 とよた演劇祭事務局

以下、(公財)豊田市文化振興財団を「事務局」、とよた演劇祭実行委員会を「主催者」と表記する。本ガイドラインは主催者、スタッフ、出演者、事務局等本事業に関わるすべての者に該当する。

1 実施期間

9月5日(土)~11月22日(日)

※感染状況や事業実施の中で改善が必要とされる場合は、随時対策を変更する。

2 前提

- (1) 8月22日(土)~9月5日(土)までの期間中(稽古初日から過去2週間)、海外渡航や新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高い地域への訪問歴がない者のみが参加可能である。また、私的な旅行、5人以上での会食も行っていないこと。
- (2)9月5日(土)~11月22日(日)までの期間中、海外渡航を禁止する。また、新型コロナウイルス 感染症の感染リスクが高い地域への訪問は自粛する。
- (3) 事務局に対し、自身の氏名、連絡先を提供し、これらの情報を感染者発生時に必要に応じて保健所等の公的機関に提供する場合があることを承諾する。
- (4)本事業関係者の中から、新型コロナウイルス感染症陽性者または濃厚接触者が発生した場合、その旨を本事業関係者及び使用した施設へ公開することを承諾する。
- (5)施設利用をする場合、その施設の許可条件を遵守し、稽古開始前から終了後、公演実施に至るまで、 感染対策を実施した上で参加する。
- (6) 本ガイドラインを遵守すること。

3 基本的な感染対策

稽古・公演中だけでなく、私生活においても以下の対策をした上で、事業に参加すること。

(1) 感染予防対策

- ①マスク着用、咳エチケット、手洗い、手指消毒を徹底すること。
- ②感染を拡大させるリスクが高いと考えられる、以下の3つの条件(いわゆる「三つの密」)を回避する 行動をとること。
 - ・密閉空間(換気の悪い密閉空間)
 - ・密集場所(多くの人が密集している)
 - ・密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)

(2)参加・来場条件

以下に当てはまる場合、稽古・公演への参加を禁止とし、速やかに主催者へ連絡すること。また、主催 者はその旨を速やかに事務局へ連絡すること。

- ①自身に 37.5 度以上の発熱や風邪の症状など、体調に異常がある場合。また、過去 2 週間以内に発熱があった場合。
- ②家族など身近な人に感染が疑われる者、または濃厚接触が疑われる者がいた場合。
- ③自身が濃厚接触者と疑われる場合。
- ④過去2週間以内に海外渡航歴がある場合。

4 感染が疑われる者が発生した場合

- (1) 感染が疑われる者が稽古・公演実施中に発生した場合、速やかに別室へ隔離する。
- (2) 対応するスタッフは、マスクや手袋を着用する。
- (3) 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。

<稽古における具体的な対策>

5 演出上の注意事項

- (1)演技における出演者の距離は、「可能な限り人との距離を2m(最低1m)確保する」に準じないが、 演出と相談の上進める。
- (2)来場者と接触するような演出(声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをするなど)、 来場者と近接する演出、客席を使用する演出は行わない。

6 zoom 稽古実施における具体的な対策

毎稽古開始前に検温と体調チェックを行い、オンラインで主催者に報告する。報告内容は主催者が一時保管する。これらの情報は最終的に事務局が保有、管理する。

【**体調チェック表**】 ※②~⑤については〇×で報告する。

THE PROPERTY OF THE PROPERTY O		
	チェック	項目
1		体温
2		咳・咽頭痛など風邪症状等の体調不良、それに伴う病院受診、服薬はありません。
3		家族など身近な人に感染が疑われる者、または濃厚接触が疑われる者はいません。
4		②に該当する者、新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触はありません。
(5)		過去 2 週間以内に海外渡航歴はありません。

7 通常稽古における具体的な対策

「3 基本的な感染対策」を実施の上、以下の対策を実行し、事業に参加すること。

(1)稽古前の対策

- ①稽古会場に来る前に検温と体調チェックを行い、オンラインで主催者に報告する。稽古会場での送信は 認めない。報告内容は一時主催者が保管する。これらの情報は最終的に事務局が保有、管理する。
- ②稽古会場に到着後、再度検温する。
- ③マスクを着用し、会場に入る前に手洗いと手指の消毒を行う。

(2)稽古中の対策

- ①稽古中はマスクの着用を義務付ける。ただし、演技中は外すことを認め、演技終了後はすぐに着用すること。
- ②発声練習はマスク着用のまま行う。
- ③ストレッチ等実施の際は、個人で行い、他者との身体的接触は行わない。
- ④可能な限り人との距離を2m(最低1m)確保する。
- ⑤稽古会場の扉は常時開放する。
- ⑥30分ごとに休憩を取り、休憩時には5分間窓を開放して、換気をする。
- ⑦休憩時などにトイレや会場(建物)の外へ出た後、再度会場に入室する場合は、その都度手指の消毒を 行う。
- ⑧極力、物の共有は行わない。
- ⑨関係者以外の稽古会場への立ち入りは禁止とする。ただし、報道機関の取材がある等必要がある場合は、 検温と手指の消毒への協力を要請する。また氏名、連絡先を提供してもらい、これらの情報を感染者発 生時に必要に応じて保健所等の公的機関に提供する場合があることを承諾してもらう。
- ⑩ケータリング、差し入れは中止し、飲食物は各自持参する。
- ⑪昼食時などマスクを外す場面では、会話は避ける。また、休憩・食事時の人との距離は2m(最低1m)確保する。

(3)稽古後の対策

- ①ごみは各自持ち帰る。施設のごみ箱には捨てない。
- ②利用施設のルールに従い、片付けをする。
- ③稽古終了後、手指の消毒をし、速やかに帰宅する。

<公演実施に関する具体的な対策>

8 来場者への事前周知・広報

(1) チケットに関して

- ①チケット予約時に来場者全ての氏名、連絡先を提供し、これらの情報を感染者発生時に必要に応じて保 健所等の公的機関に提供する場合があること。
- ②公演日から過去2週間以内に海外渡航歴がある来場者は、購入を控えてもらうこと。
- ③チケット代は釣銭がないよう持参すること。

(2) 来場に関して

- ①咳エチケット、マスク着用、入場前後の手指の消毒の徹底。
- ②ソーシャルディスタンス2m(最低1m)の確保の徹底。
- ③発熱(37.5度以上)や以下の症状に該当する場合、来場を控えること。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

- ④新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、来場を控えること。
- ⑤5人以上の大人数で一度に来場することは控え、分散して来場すること。
- ⑥公演後2週間以内に体調に異常があった場合、事務局まで連絡すること。

9 チケットの予約方法

- (1) 1回の公演に入場できる人数は、40人までとする。
 - ※豊田市民文化会館大会議室キャパシティ 73 人、とよた演劇祭関係者 20 人程度
- (2) チケットは、オンラインによる販売と事務局窓口での販売とし、販売時に来場者全ての氏名、連絡先を提供してもらう。
- (3) チケットの支払いは、事前精算とする。オンライン販売では、クレジットカードやコンビニ決済等とし、事務局窓口では現金払いのみの対応とする。
- (4) 来場者の変更があった場合は、当日窓口にて氏名、連絡先を提供してもらう。

10 公演当日の対策

(1) 来場者の入場規制(要請)

- ①検温の結果、37.5 度以上の発熱があった場合。
- ②咳、咽頭痛などの症状がある場合。

(2) チケット受付時の対策

- ①受付・開場時間は30分前からとする。
- ②チケット受付の待機列には、2m(最低1m)の間隔を空けた整列を促す表示を設置する。
- ③チケット窓口にはアクリル板や透明ビニールカーテンを使用し、金銭の授受はトレーを使用する。
- ④チケット受付前に、来場者の検温を行う。
- ⑤オンラインで購入した来場者は、購入後発行されるオンラインチケットをチケット窓口で提示する。事務局窓口で購入した来場者は、紙チケットを窓口で提示し、来場者自身でもぎる。
- ⑥オンラインチケットや紙チケットの半券は、来場者に公演後2週間保存してもらう。
- ⑦当日パンフレットは電子版とする。
- ⑧プレゼント、差し入れ、手荷物預かりは中止する。
- ⑨物販は行わない。

(3) 入場時の対策

- ①入場待機列(10(2)②の待機列とは別)には、2m(最低1m)の間隔を空けた整列を促す表示を設 置する。
- ②チケット受付が終了した来場者から、入場口前で手指の消毒をして入場する。

(4)会場内の対策

- ①座席は客席同士の距離は離し、舞台(アクティングエリア)から客席までの距離は2m離して設置する。
- ②座席は公演前後に消毒する。
- ③来場者には、会場内でのマスク着用と咳エチケットの実施、会話の抑制、身体接触を避けるよう依頼する。
- ④開演まではすべての扉を開放し、換気する。
- ⑤上演中、途中1回の休憩時間を設定し、扉を開放して換気する。休憩時間は余裕を持った時間設定をし、 トイレの混雑緩和に努める。

(5) 退場時の対策

- ①来場者はゾーンごとで退場し、退場時に手指の消毒を行う。
- ③出演者による客出しは行わない。
- ④アンケートは電子版とし、アンケート回収は行わない。
- ⑤速やかに帰宅するよう、来場者へ促す。

<本事業関係者の具体的な対策>

11 小屋入り~公演~ばらしの具体的な対策

「3 基本的な感染対策」を実施の上、以下の対策を実行し、事業に参加すること。

(1) 開始前の対策

- ①「7(1)稽古前の対策」に準ずる。
- ②楽屋は応接室を出演者、会議室 A をスタッフ使用とし、各部屋のキャパシティを超えないよう人員配置する。理事長室は窓がなく閉鎖空間のため、なるべく使用しない。

(キャパシティ 応接室: 20人 会議室A: 20人 理事長室: 3人)

(2)公演会場・楽屋での対策

- ①「7(2)稽古中の対策」に準ずる。
- ②公演会場・楽屋は常時扉を開放し、換気する。ただし、照明合わせ等公演会場の扉を閉めて行う必要がある場合は、30分ごとに5分間扉を開放する。
- ③仕込み・リハーサル・ばらし等において、十分な時間を設定する。
- ④飲み物は各自持参か自動販売機で購入する。紙コップ等を使用しない。
- ⑤昼食・夕食のケータリングは、購入したお弁当等にし、手作りのまかないは行わない。
- ⑥差し入れは中止、飲食物の共有も禁止とする。
- ⑦食事時などマスクを外す場面では、会話は避ける。また、休憩・食事時の人との距離は2m(最低1m) 確保する。
- ⑧飲食物のごみ回収はケータリングのお弁当のごみのみとし、回収後すぐに処理する。制作や仕込み、ばらし等の作業で出たごみは別で回収し、その日のうちに処理する。作業後は手洗いと手指の消毒を行う。
 ⑨出演者のごみは各自持ち帰る。

(3) 公演時間前後の対策

- ①開場時間から開演までは、楽屋の廊下に面した扉は閉める。ただし、その間の楽屋内での私語は控える。開演後は、扉を開放する。
- ②スタッフは手指の消毒、マスク着用の上来場者対応をする。チケット窓口の担当者は手袋着用。
- ③出演者は手指の消毒の上、開演直前までマスクを着用する。終演後は直ちにマスクを着用する。
- ④本番終了後に手指の消毒を行う。

12 事業終了後の対策

- (1) 公演ごとに来場者の氏名、連絡先を把握し、事務局にて名簿を作成・保存する。
- (2) 本事業関係者の氏名、連絡先、事業期間中の体調チェック表をまとめ、事務局にてリスト化・保存する。
- (3)感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- (4) 個人情報保護の観点より、本事業で得た関係者、来場者等全ての個人情報、それに関わるデータ・書類はすべて事務局管理とし、名簿等の保管には十分な対策を講じる。
- (5) 本事業の出演者、スタッフは、公演後2週間以内に体調に異常があった場合、速やかに事務局に連絡する。

参考 「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

(令和2年9月18日 公益社団法人全国公立文化施設協会)

「県民・事業者の皆様へのお願い」(令和2年10月13日 愛知県)